

社会病理学の基礎理論

松下武志・米川茂信・宝月 誠
[編著]

1 社会病理学の基礎理論

2004年2月25日 第1版第1刷発行

編著者 松下 武志 他

発行所 株式会社学文社

発行者 田中 千津子

〒153-0064 東京都目黒区下目黒3-6-1

Tel.03-3715-1501 Fax.03-3715-2012

ISBN 4-7620-1269-6

©2004 MATSUSHITA Takeshi Printed in Japan

乱丁・落丁本は、本社にてお取替致します。

<http://www.gakubunsha.com>

定価は、カバー、売上カードに表示してあります。〈検印省略〉印刷/新灯印刷株式会社

中河 伸俊 大阪府立大学 (第3章)

山本 功 淑徳大学 (第3章)

社会病理のミクロ分析

本章のテーマは、社会病理のミクロ分析である。筆者はじつのところ、このテーマ設定の前提となるミクロ/マクロという分析枠組自体に、問い直しの余地があると考えている。しかし、その点については章の末尾であらためて論じることにして、ここでは、「社会病理のミクロ分析」とは、従来の社会病理学(もしくは社会問題の社会学)の了解によるなら、一般に、何らかの「病理的(もしくは問題的)」とみなされる現象と関わりをもつ個人や集団を、個人や行為や小集団や対面的相互行為場面を分析単位にして研究し、その現象の原因、過程、そして解決策を検討する議論だということを、ひとまず確認しておきたい。

そうした病理のミクロ分析のなかには、精神医学や心理学に依拠するものもある。しかし、スペースが限られ、また筆者のそうした分野についての知識も十分ではないため、本章では社会学的な研究の系譜に限定して話を進める。一方で、近年の臨床社会学への関心の高まりとともに、「個人レベル」の困難をめぐる社会学的分析の一部に、それと親和的な論理構成をもつ精神医学や心理学の実践(たとえば家族療法や物語療法)と収斂していく動きもみられる¹⁾。しかし、こうした研究動向についても、同じ理由から、本章では取り扱わない。

アノミーや社会解体の個人レベルでのあらわれをみるといったように、マクロの「構造的」分析をいわゆるミクロの観察で裏付け、もしくは補完するという調査戦略もある。社会解体という「大きな」現象を移民たちの日常経験のレベルで示そうとした、トーマスとズナニエツキ(Thomas, W.L. and Znanieck, F.)の『ポーランド農民』²⁾などは、その古典的な例である。そうした補完的アプローチを脇に置くなら、社会学的な「病理」現象のミクロ分析に固有の理論と目されるのは、文化学習理論(逸脱下位文化理論)とラベリング理論の2つだろ

う。前者の文化学習理論は、以下にみるように、後者の系統の経験的研究としばしばクロスオーバーしてきたが、論理的には2つの視点が結びつかなければならぬという必然性はなく、事実、文化学習論に特化した研究の系譜もある³⁾。しかし、近年ではとりわけ後者のラベリング理論の方が、ミクロ分析の代表とみなされているようである。たとえば、米川は、「微視的(ミクロ的)アプローチとは、研究対象を個人または人格のレベルかせいぜい小集団のレベルで把握しようとするアプローチの仕方のこと」であるとし、「その典型はラベリング理論にみられる⁴⁾とする。あるいは、ラベリング理論とアメリカ合衆国でのその政策的帰結をレビューし、その限界を論じた徳岡も、「ラベリング理論がミクロな社会心理学的視点に固執しすぎて、マクロな社会構造の分析に弱いとは、おおかたの主張するところである⁵⁾と指摘する。こうした「おおかたの」理解に応じて、本章では、ラベリング理論(じつはひとつの整合的な命題の体系ではないからラベリング・パースペクティブとよぶ方がより正確なのだが、ここでは通例にしたがってそうよぶ)と、その発展形態とって差し支えがないと思われるトラブルのエスノグラフィーとを主に取り扱う。以下、① 従来ミクロ分析とみなされてきた研究を簡単にふりかえり、② そこから生まれた「新しい」研究の展開を経験的研究の例を併せて紹介し、そして最後に、③ ミクロ/マクロといった枠組み設定自体について、若干の方法論上のコメントを行なうことにする。

従来のミクロ・アプローチ

ミクロ・アプローチの先駆けとなった理論家のひとりとして、まずミード(Mead, G.H.)をあげなければならない。ミードは、自己が相互作用を通して社会的に構成されるという、後年の逸脱的アイデンティティやスティグマについての議論の基盤になる視点を確立した⁶⁾だけでなく、その役割取得(role-taking)の概念は、のちに逸脱(「病理的行為」)の学習理論を提唱した少なからぬ数の論者

の発想の基盤となった。さらに、「[犯罪者を] その門口で、炎の剣によって彼が属する世界から切り離すことができる天使のような」刑事司法の効果について論じた彼の1918年の論文⁷⁾では、かなり明確にラベリングの視点を先取りしている。これが、「札付け(tagging)」や悪循環について論じて、ラベリング理論の先駆けとして評価されているタネンバウムの『犯罪とコミュニティ』⁸⁾に先行するものである点も注目に値する。一方、シカゴ大学でミードから影響を受けたサザランド(Sutherland, E.)は、その著書『犯罪学』⁹⁾において、文化学習理論の最初の学問的な定式化というべき、分化的接触理論を示した。彼の議論は9つの命題からなるが、そのなかでも「法の侵犯を好ましいとする定義が、好ましくないとする定義を上回るがゆえに、人は非行少年となる」という命題が、とくに重要なものとして知られる。この命題にトーマスの「状況の定義」論の影響をみることもできる。

ラベリング理論の発想の原型を、ミードではなくデュルケム(Durkheim, É.)¹⁰⁾にみる論者もいる。しかし、デュルケムにはいわゆるミクロの視点、いいかえれば人びとの相互行為的な営みへの感受性が欠けていたから、このパースペクティブの十全な始祖とはいえない。この立場をとる経験的研究の道筋を示したのはレマート(Lemert, E.)の『社会病理学』¹¹⁾であり、それを具体化したのはベッカー(Becker, H.S.)の『アウトサイダーズ』¹²⁾だというのが、より一般的な理解だろう。

レマートは、その著書『社会病理学』で、逸脱を第1次的(primary)なものとして第2次的(secondary)なものに区分した。「より限定された社会学的観点からすれば、主観的に組織化され実際の役割となり、地位をわりあてる社会的な規準となるまでは、逸脱は意味をもたない。……合理化されたり社会的に容認される役割の機能として扱われたりしている限り、逸脱は第1次逸脱ないし兆候的なもの、状況的なものにとどまりつづける。「ひとが結果的に生じた社会的反作用がもたらした問題に順応するため、攻撃や防御のための手段として、逸脱行動やそれに基づく役割を採用し始めたとき、彼の逸脱は二次的なものにな

る」¹³⁾。

ここでレマートは、2つの論点を示している。その第1は、初発の、あるいは原初的な逸脱は、あまねく存在しているという想定(逸脱の遍在仮説)に基づく。だからこそ、それを逸脱という「社会的事実」として社会的に確立する(2次的逸脱化)営みが重要になる。レマート自身は、この論点を、次のような例をあげて説明する。ひとは、愛するものの死や、仕事上の失敗や、豪快な飲酒グループへの参加といったさまざまな理由から酒を飲み過ぎることがある。そうしたさまざまな理由による過度の飲酒行動が「問題」行動として重要となるのは、所与の時点において、この「社会問題」の規模をアセスメントするという調査目標が立てられたときである。すなわち、ある時点におけるある酔っぱらいAと別の酔っぱらいBを、「同じ」酔っぱらいとして一括りにすることに意味があるのは、それが調査者の特定の目標に適うときのみなのである。第2の論点は、ミードの「役割取得」概念の応用例ともいえる、ひとが逸脱者としての役割の取得によって「プロの逸脱者」になる過程への注目である。レマートはこんな例をあげる。ある生徒が教室でいたずらをし、教師に叱られる。ついで、また別のいたずらをして叱責される。しまいには、彼は彼のしていないことで教師から非難される。「ワル(bad boy)」「いたずらもの」といった札(ラベル)を教師が貼り付けたとき、彼のなかに敵愾心てきがいが生まれ、と同時に、彼は彼に期待された役割のなかに閉じこめられていると感じるかもしれない。そのような役割から罰だけではなく、報酬を得ることもあり得ると気づいたとき、彼は教師によって定義づけられた彼の役割を引き受けようという誘惑にかられるかもしれない。

これらの論点は、ベッカーの「アウトサイダーズ」において、逸脱経歴(キャリア)の経験的研究として精緻化された。同書のマリファナ使用者の研究で、ベッカーは、アメリカ合衆国では、実数は不明だが、多くの人間がマリファナを使用していると述べる。しかし、マリファナによる快楽を得るために、人はマリファナを使用し始めるわけではない。初めての使用で、快楽を得るこ

とができるものはほとんどいない。まず「喫煙法の学習」、ついで「薬物効果を知覚する学習」、そして「効果を楽しむ学習」をしなければならない。すなわち、「逸脱動機が逸脱行動を導くのではなく、まったく逆なのだ。すなわち、逸脱行動がいつの間にか逸脱的動機づけを生みだすのである」(邦訳p.60)。この過程において初心者には、経験豊富な先達から、「経験の仕方」といった基本的なことまでを含めて、さまざまなことを学ばなければならない。ベッカーはさらに、違法であるマリファナ使用がどのようにして合理化され、可能になるかを、サイクスとマツア(Sykes, G. and Matza, D.)の中和化の技法論¹⁴⁾を念頭に置いて考察し、初心者から機会的使用者へ、そして常習的使用者へという逸脱経歴の過程を、分析的帰納法に依拠しながら記述する。こうしたベッカーの分析は、文化学習理論とラベリング理論を組み合わせた研究のひとつの範例(モデルケース)になったといっていだろう。

しばしばラベリング・パースペクティブの一翼として扱われながら、そうした位置付けではどこか座りが悪い印象を与えるのが、ゴフマン(Goffman, E.)のステイグマ論¹⁵⁾である。レマートやベッカーのラベリング理論が逸脱者の経歴の研究を志向したのに対して、ゴフマンは、経歴にも多少の目配りをしつつも、基本的には対面的相互行為場面に焦点を合わせる。「ステイグマ」とは、人の評価をいちじるしく下げたり信頼性を失わせたりするようなマイナスの属性である。ただし、ステイグマ的な属性は、文化的であると同時に関係的(状況依存的)でもある。たとえば、「大卒」という属性は、企業の管理職の間ではそうでないことがステイグマになるかもしれないが、別の集団(ゴフマン自身はその例としてプロの泥棒仲間をあげる)のなかでは、そうであることのほうが隠さねばならないマイナスの属性であるかもしれない。ゴフマンの関心は、ステイグマそのものよりも、そうした属性の指標を相互行為のなかで隠したり(パッシング, passing)開示したりする「ステイグマを抱えた人たち」の情報戦略と、そこで使われる種々の自己呈示の技法に向けられる。つまり、ゴフマンのステイグマについての考察は、彼のパフォーマンス論¹⁶⁾のスペシャル・ケー

スなのであり、それが先に述べた座りが悪い印象の因って来るところでもあろう。ゴフマンのスティグマ概念は、今では社会心理学、文化人類学、社会福祉など多くの分野で流通するようになってきているが、それとともに、スティグマ概念のもととの問題関心から離れたものになってしまっているケースもみられる。しかし、たとえば障害者の生活環境のノーマライゼーションや受刑者の社会復帰といった事柄について考えるとき、ゴフマンが研究の糸口をつけた日常的な表出の技法に対する配慮は、欠くことができないとあっていいだろう。

なお、ゴフマンのスティグマやパッシングについての考察を、独自の方向に展開したものに、M to F(男性から女性へ)のトランスセクシュアルがどのようなやり方で「女性であり続けた」のかを記述し考察したガーフィンケル(Garfinkel, H.)の「アグネス」論文¹⁷⁾がある。

ラベリング理論をこえて

ラベリングという視点をとる経験的研究群は、必ずしもいわゆる「ミクロ」レベルの研究に終始したわけではない。たとえば、ベッカーのマリファナ税法の研究や、ガスフィールド(Gusfield, J.R.)による禁酒法制定運動¹⁸⁾、リンドスミス(Lindsmith, A.R.)による麻薬取締法¹⁹⁾、村上直之による精神衛生法改正²⁰⁾の研究のように、逸脱のラベル付与の裏付けとなる制度や言説の形成過程の研究が行われてきた。そうした流れの延長線上に1970年代後半に登場したのが、本書の10章で紹介される社会問題への構築主義アプローチ²¹⁾である。

ラベリング理論と従来のいわゆる実証主義的な研究との決定的な違いは、逸脱行動それ自体を研究対象とするのではなく、なんらかの行ないや人や出来事を逸脱と定義づける人びとの活動を研究対象としたことである。あるいは、逸脱者を研究するのではなく、「逸脱者」を成り立たせる人びとの相互作用過程を分析対象にしたと言いかえてもいいだろう。しかし、ラベリング論者の多くは、この視点を徹底させることができなかった。有名なベッカーの逸脱の4類

型図式(邦訳p.31)に示されるように、一方でラベルの付与という人びとの定義活動を研究対象として指定しながら、他方で「実際の逸脱行動」という本質主義的な概念を許容してしまっていた。実証主義陣営は、この点を鋭くついできた²²⁾。また、ラベリングの視点をマルクス主義などの批判理論の文脈に取りこんだコンフリクト論者や新犯罪学派は「ラベリング理論には構造的視点が不十分だ」と攻撃し、ラベリング理論はいわば内外からの批判の挟み撃ちに合うことになった。

ラベリング理論をフィードバック・モデルとして洗練させた徳岡²³⁾や、相互作用論として再定式化した宝月²⁴⁾のような進取的な試みもあるが、大勢としてはラベリング理論は実証主義の土俵に引きこまれ、やがて「衰退」してゆく(つまり、流行の理論の座を下りる)ことになった。宝月は、本来ラベリング理論が内包していた視点や発想が、「検証可能な限定された命題に縮小され、本来の理論の意図が十分に展開されないまま放棄されてしまった」と指摘する。すなわち、「ラベルの付与が逸脱を生み出す」という逸脱の原因論としての側面のみが俎上にのせられ、実証主義的な計量研究の枠組みのなかで「検証」され否定された結果、「新しい逸脱ラベルの構成とその制度化のマクロ分析」や「逸脱カテゴリーの付与、とりわけ制度的構造のなかでの法執行の様相を明らかにすること」のような、ラベリング理論が当初内包していた課題が見失われてしまったというのである²⁵⁾。

きわめて大まかな言い方をすれば、この2つの課題のうち、前者は社会問題の構築主義的研究(とくに初期のそれ)が、後者はサドナウ(Sudnow, D.)、シクレル(Cicourel, A.V.)、エマーソン(Emerson, R.M.)らエスノメソドロジー系統の研究者による法執行過程のエスノグラフィ²⁶⁾からエマーソンとメシジンジャー(Messinger, S.L.)が定式化したトラブルの研究へという流れが、それぞれラベリング理論の限界を「こえる」形で担ってきたとあっていいだろう。どちらの系列の研究も、行為やパーソナリティ、出来事、集団、活動、さらには社会の状態の「逸脱」的、「病理」的、あるいは「問題」的な属性が、人びとの相互行

為とコミュニケーションから独立して存在するとは考えないという点で、ラベリング理論の革新的な要素を純化した立場をとる。この立場に立つなら、「逸脱」や「病理」は、さまざまな社会的文脈のなかでの、さまざまな人びとによる、さまざまな言語的資源(ラベリング論者が「ラベル」とよんだものに代表されるような「意味付けの道具」)を用いた具体的・経験的な定義活動の産物なのである。「野球においては、審判が(ストライクかボールかを)コールするまでは『何も起こっていない』」²⁷⁾。つまり、レマートが「一次的な逸脱」とよんだものも含めて、誰か(これはときには社会学者や心理学者といった「当事者ではない」研究者であることもある)の定義活動を抜きにしては、あらゆる逸脱行動や病理現象はありえない。したがって、イデオロギー的な啓蒙や介入を任務としないエンピリカルな社会学者にとっては、そうした人びとの定義をめぐる活動こそが研究の対象となる。

「問題」や「病理」は人びとの活動から独立して(いわゆる「客観的」に)存在するわけではなく、人びとの活動のなかで構成されるのだということを知りやすく例証するのが、エマーソンとメシンジャーが口火を切った²⁸⁾トラブルの自然史的研究の知見である。ラベリング理論には、レマートの「二次的逸脱」についての議論以来、ラベリング過程における公的社会統制機関の役割を重視する傾向があった。戯画化していえば、「権力を持った社会統制のエージェントが、ちょっとした規則違反をしたふつうの人の首根っこを押さえて逸脱のラベルを貼りつけると、そのラベルがくっついて剥がれなくなる」というのが、そのイメージである。シクレルやエマーソンらの法執行過程のエスノグラフィは、現実とはそれほど単純なものではなく、ラベリング(逸脱カテゴリー化)はそれが行なわれる個々の制度的場面での実践的関心や組織的資源に制約され、協働的な意味構成と交渉とに媒介された複雑な過程であることを示した。しかし、そうした知見だけではまだ足りない。

多くの場合、いわゆるラベリング過程の最初から、公的統制のエージェントが登場するわけではない。警察への通報や役所への苦情申し立て、精神科医の

診察や児童相談所への相談といったことは往々にして「最後の手段」であり、そこに立ち至る前に、トラブル(放っておけない困り事やもめ事)をめぐる、その解決策を探索する「当事者」のインフォーマルな活動(これは同時にトラブルの定義活動でもある)の長い連なりがあることが少なくない。たとえば、友人や親族に話したときには「夫婦げんか」や「妻のわがまま」、「共稼ぎによる家庭のひずみ」などといわれた事態が、ラジオの身上相談番組では妻の「マタニティ・ブルー」が原因だと定義され、その後、臨床心理士にカウンセリングをうけても事態が好転したと思えない妻が知り合いの弁護士に相談すると、「あなたは悪質な精神的虐待の被害者であり、夫が態度を改めなければ離婚訴訟も視野に入れたほうがいい」という答が返ってくるかもしれない。その相談のなかで、夫が自分に手を上げたことを「思い出した」妻に、弁護士は「それは明瞭なDVだから、今度そんなことがあれば警察に通報するか、自分に知らせるように」と助言するかもしれない。

トラブルは、その解決を求めるとなみが行なわれる個々の場面で、常識知と、そして医学や精神医学、法律、行政、ソーシャルワークなどの多種多様な専門知識とを使って、さまざまな形で定義され、その定義にそった対応が試みられる。それは、関係上のトラブル(不仲やけんか等)として定義されることもあるし、逸脱、つまり当事者中の誰かの「望ましくない」意図や属性に起因するトラブル(犯罪・非行や精神疾患等)として定義されることもある。ある「トラブル」についての複数の定義のうち、どれが正しいかを問うことは、社会的にはあまり意味がない。そうした問いを脇に置き、ラベリング理論では1次の逸脱としてブラックボックスに入れられていた部分を含めて、トラブルの解決活動のシーケンスを丸ごと取り上げて、そこで人びとがどんなやり方でどのような活動をしているのかを明かにしていこうというのが、エマーソンとメシンジャーのトラブルの自然史アプローチの提案である。

■ トラブルのエスノグラフィー

こうしたエスノグラフィックなトラブルの研究は、アメリカ合衆国では一定の経験的知見を蓄積したあと²⁹⁾、ホルスタイン(Holstein, J.A.)らによって社会問題のワーク研究として再定式化されることになった³⁰⁾。わが国でも、檜村の行き届いた紹介³¹⁾のあと、最近になって、このアプローチを応用した土井³²⁾と山本の事例研究が登場している。そこでここでは、経験的研究の具体例として土井による教育現場での「生徒による暴力事件」の研究を紹介しながら、エマーソンらのアプローチの輪郭をもう少し詳しくみてみることにしよう。

土井は、暴力はそれほど自明な現象ではないと指摘する。ある出来事は「暴力事件」かもしれないし、「事故」や単なる「教育熱心さ」の発露、あるいは「体罰」という犯罪的行為であるかもしれない。「暴力の暴力たる所以は、私たちがいる状況を暴力的だと考え、そう語るところにある。手術の過程で外科医が患者の肉体を切り開いても、私たちはそれを暴力とは呼ばない。暴力は、経験世界に所与のものとして存在するのではなく、経験世界についての私たちの語り口に由来する。その意味において、暴力は、ある種の言葉の用法であり、人びとの構築する言説のなかにこそ宿っている」(同書p.135)。土井のモノグラフは、ある中学校で起こったトラブルが、付添人つきの少年審判へと移行してゆく過程を、その過程に関与した専門家の聞き取りと文書記録に依拠して記述する。

学校は当初、そのトラブルを「対教師反抗暴力行為(傷害)」つまり、当事者の間の対称的な関係上のトラブルではなく、被害者と加害者が存在する非対称的な逸脱行動として類型化した。それによって、問題の原因は関与する一方の側に付与され、その逸脱者に対して治療や処罰や矯正といった解決策がとられることになる。しかし、当該の生徒と小学生のころから関わりをもっていた地域の福祉施設のケースワーカーは、そうした出来事の類型化に違和感を覚え、

その出来事に関わった少年たちから聞き取りを行ない、学校の定義に対する異議申し立て活動を開始した。

エマーソンとメシンジャーは、トラブルの処理を任務にする第三者、すなわちトラブル処理屋(trouble-shooter)が関与するときが、問題解決活動のひとつの転機だとする。トラブル処理屋は、それぞれの専門的知識によって出来事の性格を方向付け、しばしば当事者の代理として問題解決活動にたずさわる。さらに、彼らがつなぐ回付のネットワーク(referral network)は、問題解決活動がたどる道筋に一定の制約を加える。この事例の場合、学校外から登場した福祉施設のケースワーカーが、そのトラブル処理屋にあたる。「Mワーカーをはじめとする福祉施設サイドは、当事者らを加害者と被害者の関係とみなすのは妥当ではないと考えた。[中略]結果的にX教諭がうけた被害は、双方の争いからたまたま運悪く派生した現象にすぎないと理解した」(同書p.142)。ワーカーは、教師と生徒の対称的な「話し合い」のなかでの偶発的な「事故」が、学校側の「少年の社会的背景についての無理解」によって非教育的な形で逸脱化(「暴力事件」化)されたという対抗的なトラブルの定義を構築し、当該の福祉施設はこの定義に沿って教育委員会に申し入れを行なった。教育委員会は中立的な立場を保持し、中学校側と福祉施設側の意見調整のために何度か会合を開くが、両者の見解は最後までかみ合わずに決裂した。

やがて少年たちは家庭裁判所へ送致され、このトラブルの処理の場は、教育や福祉のアリーナから司法のアリーナへと移行した。このワーカーのイニシアティブで(つまり専門家である彼のネットワークを通じて)少年審判のために弁護士が付添人が用意されると、弁護士という新たなトラブル処理屋によって、出来事はまた別の形で定義されることになる。弁護士の助言をうけて、福祉施設から家庭裁判所の調査官にあてて出された意見書は法的な配慮を軸にして構成され、そこでは初めて学校の「拙劣な生徒指導」の責任が追及されることになった。「トラブル発生からこれまでの間、福祉施設は、事件後の中学校の対応を批判する言説は構築してきたが、そもそも事件が発生した原因を中学校に

求める言説を構築することはなかった。[中略]しかし、トラブル処理に弁護士が介在しはじめたことによって、対抗クレイムのレトリックは、ここで大きな質的転換を迎えることになる。司法アリーナにおいて有意な言説とは、「責任に関する言説である」(同書 p.146)。少年は、ソーシャルワークの推論枠組みのなかでは、その生育歴を参照して「社会環境の犠牲者」として定義されたが、「傷害事件」の法的責任の問題をより直接の焦点にした意見書のなかでは、「加害者であるが、事件の真の原因が不行き届きな生徒指導にある以上、じつは学校の生徒指導の被害者」だと定義された。

以上のような土井のモノグラフの分析的記述を注意深くたどるだけで、トラブルの自然史的研究の主要なリサーチ・クエッションがいくつも浮かび上がってくる。それは、たとえばつぎのようなものである。① トラブルは誰によって、どんなやり方で、どんなトラブル処理屋のところへもちこまれるのか。② そのトラブル処理屋はトラブルについてのどのような「理論」や背景知識や作業手順や「解決」のための資源をもち、それによって、トラブルはどんな形で定義され(「争い」か「逸脱」か?)、「被害者」や「加害者」がどのように構築されるのか。③ そうした「理論」や知識や手順や資源を使って、トラブル処理屋は、インテイクの段階で、どのようなやり方でトラブルやそれを抱えた人をカテゴリー化し、受け入れたり、拒んだり、他のトラブル処理屋へ回付したりするのか。④ 必ずしも「理論」を共有するとはかぎらない当事者とトラブル処理屋の間、および、複数のトラブル処理屋間で、どのような協働や交渉が行なわれるのか。⑤ トラブルの「解決」のために、誰のイニシアティブでどのようなアリーナ(制度化されたトラブル解決の場)が選ばとられ、そのアリーナはどんな「理論」やどんな言説の形式、当事者性や専門性をめぐるどのような資格と親和性をもつのか。⑥ トラブルをめぐる活動がアリーナを渡るとき(たとえば、マリッジ・カウンセラーから家裁の離婚調停へとか、アルコール依存症の病院での治療から断酒会へといったように)、何が起るのか。

とくに、最後の問いは、これまであまり注目されなかった、新しい調査研究

の領域の所在を指し示している。アリーナがかわることによって、利用可能なトラブル処理屋や「理論」や解決およびそのための活動の形が大きくかわる。が、しかし、当事者が活動を継続するためには、それは基本的には「同じ」トラブルについての活動でなければならないだろう。この条件をクリアするために、トラブル(をめぐる定義活動)のアリーナ間での「翻訳」という実践的課題が立ち現れる³³⁾。たとえば、山本³⁴⁾の「火災の類焼をめぐる起きた隣人間のトラブル」についてのモノグラフでは、トラブルが当事者同士のやりとりでおさまらず、村落コミュニティのなかでの「本家」の調停による「ムラのルール」を用いた解決が試みられたが、それが失敗し、法のアリーナに入る(損害賠償裁判が提訴される)ことになる。このようにしてトラブルがアリーナを渡ったとき、「相手に頭を下げさせる」という類焼にあった家族側が求めてきた「家どうし」の解決は、個人(失火責任者)に対する責任追及と損害賠償の請求に「翻訳」されざるをえない。こうした「翻訳」がどのようなやり方で実践的に達成されるのかというのは、トラブルをめぐる種々の研究課題のうちでも、きわめて興味深いもののひとつである。



「ミクロ」とは何か

さて、最後に、ラベリング理論からトラブルの研究に至る流れを「ミクロ」とよぶことに、筆者がなぜ違和感を抱くかを手短かに述べよう。ミクロ/マクロの区分は、現在の社会学の主流派内で共有される概念である。19世紀的な個人/社会の2項対立を無造作にそれに重ね合わせる議論はさておいても、相互行為やコミュニケーションや言語を社会を考える起点にする洗練された理論家の間でさえ、ミクロ/マクロの区分やその間の「リンク」が、理論上のテーマとしてしばしば語られる。したがって、それに論駁を加えようとすれば、本当はとても長い議論を繰り広げなければいけない。

しかしここでは、それをはしょって、ラベリング系統の経験的研究が扱って

きた病理現象の「ミクロ」過程(「病理」の個別のケース構築)と「マクロ」過程(ケース構築の材料となる法や専門知識、常識といったリソースの構築)とは、別々の事柄ではなく、同じ人びとの活動を別の視点から切り取っただけにすぎないと指摘しておくだけにしたい。そのそれぞれを本来的な根拠がある研究対象の領域として実体視したのちに、その「リンク」(や中間のレベル?)について考えるというのはエコノミーではない。なぜなら、どちらの過程の研究も、経験的であろうとするなら、人びとの具体的なやりとりとコミュニケーションという本来的に同じ種類の事柄を調べる以外にすべがないからだ。この点を方法論的に裏付けるために、ここでは、「ミクロ」の研究という誤解にみちたラベルを貼られているエスノメソドロジーではなく、コミュニケーション概念によってパーソンズをのりこえたとされるルーマンのシステム理論を援用することにした。

「システムという全体のなかにコミュニケーションという要素があるのではない。コミュニケーションが生起するとき、システムが存在するのである。コミュニケーションの生起(という要素)がコミュニケーションのネットワーク(というシステム)を再生産しているのであり、要素とシステムの間【全体/部分】のヒエラルヒーはない。このような意味での、要素(コミュニケーション)による要素の回帰的・循環的再生産がシステムの自己産出につながっている」³⁵⁾。このように考えるとき、マクロ/ミクロや、相互行為/社会構造、言語の使用/言語の構造といった二分法による対象領域の分離はメリットを失う。そして、私たちは、人びとがやっていること(games people play)を調べるというシカゴ学派がはじめた仕事へ、より確かな足どりで立ち戻ることができる。

注)

- 1) たとえば、野口裕二『物語としてのケア——ナラティブ・アプローチの世界へ』医学書院、2002、マクナミー、S、ガーゲン、K.J.編(野口裕二・野村直樹訳)

- 【ナラティブ・セラピー——社会構成主義の実践】金剛出版、1997、浅野智彦『自己への物語論的接近——家族療法から社会学へ』勁草書房、2001など。
- 2) Thomas, W.L., and F. Znaniecki, 1918-1920, *The Polish Peasant in Europe and America*, New York: Dover.(桜井厚抄訳『生活史の社会学』お茶の水書房、1983)
- 3) たとえば、Akers, R.L., 1977, *Deviant Behavior: A Social Learning Approach*, 2nd. Ed., Belmont, California: Wadsworth. 参照。なお、文化学習理論を「構造的」説明とつないだものに、Cohen, A.K., 1955, *Delinquent Boys: The Culture of the Gang*, New York: Free Press. がある。
- 4) 米川茂信『現代社会病理学』学文社、1991、pp.35-39
- 5) 徳岡秀雄『社会病理の分析視角——ラベリング論・再考』東京大学出版会、1987、pp.251-252
- 6) Mead, G.H., 1934, *Mind, Self and Society*, Chicago: University of Chicago Press.(稲葉三千男ほか訳『精神・自我・社会』青木書店、1973)
- 7) Mead, G.H., 1918, "The Psychology of Punitive Justice," *American Journal of Sociology* 23, pp.577-602.
- 8) Tannenbaum, F., 1938, *Crime and the Community*, Boston: Ginn.
- 9) Sutherland, E., 1947, (1924), *Criminology*, 4th. ed., Philadelphia, Lippincott.
- 10) Durkheim, É., 1960, (1895), *Les Regles de la methode sociologique*, Paris: Presses Universitaires.(宮島喬訳『社会学的方法の規準』岩波書店、1978); Erikson, K.T., 1966, *Wayward Puritans*, New York: Wiley, も参照のこと。
- 11) Lemert, E., 1951, *Social Pathology*, New York: McGraw-Hill, pp.75-76.
- 12) Becker, H.S., 1963, *Outsiders: Studies in the Sociology of Deviance*, New York: Free Press.(村上直之訳『アウトサイダーズ——ラベリング理論とはなにか』新泉社、1978)。同書と、Kitsuse, J.L., 1962, "Societal Reaction to Deviant Behavior: Problems of Theory and Method," *Social Problems* 6: pp.24-5.; Erikson, op.cit. の3つがしばしばラベリング理論を確立した文献とされる。
- 13) Lemert, E., 1951, pp.75-76.
- 14) Sykes, G. and Matza, D., 1957, "Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency," *American Sociological Review* 22, pp.167-170.
- 15) Goffman, E., 1963, *Stigma: Notes on the Management of Spoiled Identity*, Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall.(石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房、2001)
- 16) Goffman, E., 1959, *The Presentation of Self in Everyday Life*, New York: Doubleday.(石黒毅訳『行為と演技——日常生活における自己呈示』誠信書房、1974)
- 17) Garfinkel, H., 1967, "Passing and the Managed Achievement of Sex Status

- inan 'Intersexed' Person Part 1, an Abridged Version," in *Studies in Ethnology*, Englewood Cliffs, New Jersey: Prentice-Hall, pp.116-185. (山田富秋ほか訳「アグネス、彼女はいかにして女であり続けたか」【エスノメソドロジー 社会学的思考の解体】せりか書房, 1987, pp.213-295)
- 18) Gusfield, J.R., 1966 (1980) *Symbolic Crusade: Status Politics and the American Temperance Movement*, Urbana, Illinois: University of Illinois Press.
- 19) Lindsmith, A.R., 1965, *The Addict and the Law*, Bloomington: Indiana University Press, 1965.
- 20) 村上直之「法の社会的形成——精神衛生法改正の事例研究」日本犯罪社会学会編『犯罪社会学研究』7, 立花書房, 1982, pp.110-134.
- 21) Spector, M. and Kitsuse, J.I., 1977, *Constructing Social Problems*. Menlo Park, California: Cummings (2001, New Brunswick, New Jersey: Transactions). (村上直之ほか訳『社会問題の構築——ラベリング理論をこえて』マルジュ社, 1990), および, 中河伸俊『社会問題の社会学——構築主義アプローチの新展開』世界思想社, 1999.
- 22) たとえば, Gibbs, J., 1966, "Conceptions of Deviant Behavior: Old and New," *Pacific Sociological Review* 9: 9-14.
- 23) 徳岡秀雄『社会病理を考える』世界思想社, 1997.
- 24) 宝月誠『逸脱論の研究——ラベリング論から社会的相互作用論へ』恒星社厚生閣, 1990.
- 25) 宝月誠『逸脱理論における実証主義支配』北川隆吉・宮島喬編『20世紀社会学理論の検証』有信堂, 1996, pp.137-156.
- 26) Sudnow, D., 1965, "Normal Crimes," *Social Problems* 12: pp.257-276.; Cicourel, A.V., 1968, *The Social Organization and Juvenile Justice*, New York: John Wiley. Emerson, R.M., 1969, *Judging Delinquents: Context and Process in Juvenile Justice*, Chicago: Aldine.
- 27) Sarbin, T.R. and Kitsuse, J.I., 1994, "A Prologue to Constructing the Social," pp.1-18 in *Constructing the Social*, edited by Sarbin, T.R. and Kitsuse, J.I., Thousand Oaks, CA: Sage.
- 28) Emerson, R.M. and Messinger, S.L., 1977, "The Micro Politics of Trouble," *Social Problems* 25 pp.121-134.
- 29) たとえば, Kahne, M.J., and Schwartz, C.G., 1978, "Negotiating Trouble: The Social Construction and Management of Trouble in a College Psychiatric Context," *Social Problems* 25, pp.461-475; Emerson, R.M., 1980, "On Last Resorts," *American Journal of Sociology* 87, pp.1-22; Miller, G., 1986, "Depicting Family Trouble: A Micro-Political Analysis of the Therapeutic Interview," *Journal of Strategic and Systemic Therapies* 5, pp.1-16; Warren, C.A.B., and Messinger, S.L., 1988, "Sad Tales in Institutions: A Study in the Microsociology of Knowledge," *Journal of Contemporary Ethnography* 17, pp.164-184; Emerson, R.M., 1991, "Case Processing and Interorganizational Knowledge: Detecting the 'Real Reason' for Referrals," *Social Problems* 38, pp.198-212; Spencer, J.W., 1993, "Making Suitable Referrals": Social Workers Construction and Use of Informal Referral Networks," *Sociological Perspectives* 36, pp.272-285; Spencer, J.W., and McKinney, J.L., 1997, "'We Don't Pay for Bus Tickets, But We Can Help Find Work': The Micropolitics of Trouble in Human Service Encounter," *The Sociological Quarterly* 38, pp.185-203.
- 30) Miller, G. and Holstein, J.A.(eds.), 1997, *Social Problems in Everyday Life: Studies of Social Problems Work*, Greenwich, Connecticut: JAI Press.
- 31) 樫村志郎『「もめごと」の法社会学』弘文堂, 1989. なお, 直接エマーソンらに拠っていないが, 先駆的モノグラフに, 宝月誠『暴力の社会学』世界思想社, 1980, II章がある。
- 32) 土井隆義「ある『暴力事件』をめぐる記述のミクロポリティクス」中河伸俊・北澤毅・土井隆義編著『社会構築主義のスペクトラムパースペクティブの現在と可能性』ナカニシヤ出版, 2001, pp.133-155.
- 33) 中河伸俊『「翻訳」と法的現実のモザイク——クレイム申し立てアプローチの立場から』『法社会学』58, 2003, pp.1-19.
- 34) 山本功「隣人訴訟がはじまるまで——被害者カテゴリーをめぐる」『現代社会理論研究』11, 人間の科学社, 2001, pp.122-137.
- 35) 三上剛史「ルーマンのシステム理論」荻野昌弘ほか『社会学の世界』八千代出版, 1995, pp.191-216中の pp.212-213.